国土交通省分野における PPP/PFI の推進状況と裾野拡大に向けた取り組み

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 課長補佐 山下（やました） 庸介（ようすけ）

1. はじめに

PPP/PFI については，「PPP/PFI アクションプラン（以下，「アクションプラン」という）」に基づき，平成 25 年度を初年度として平成 35 年度までの 10 年間を目標期間と定め，事業規模 21 兆円を目標として，内閣府を中心に政府全体でその取り組みを推進している。アクションプランは毎年度改定しており，本年度においても 6 月 15 日に民間資金等活用事業推進会議において改定が行われたところである。

本稿は，アクションプランに掲載されている国土交通省所管分野に係る PPP/PFI，特にコンセッション事業等の重点分野における取り組みの現状及び第 196 回通常国会で成立した改正 PFI 法を紹介するとともに，平成 30 年に改定されたアクションプラン（以下，「平成 30 年改定版アクションプラン」という）の主な内容及びそれに対応する国土交通省における取り組みを解説する。

2. アクションプラン重点分野における取り組みの現状

アクションプランにはコンセッション等の重点分野が掲げられており，国土交通省所管分野では，空港，道路，下水道，公営住宅，クルーズ船用ターミナル及び MICE 施設の 6 分野が該当している。平成 30 年改定版アクションプランにおいては，事業分野ごとに，それぞれ以下の目標が掲げられている（図－1）。

・平成 26 ～ 28 年度の目標
　空港 6 件（達成済み），道路 1 件（達成済み）
・平成 30 ～ 31 年度の目標
　下水道 6 件（実施方針目標）
・平成 28 ～ 30 年度の目標
　公営住宅 6 件
　（収益型事業及び公的不動産利活用事業を含む）
・平成 29 ～ 31 年度の目標
　クルーズ船向け旅客ターミナル施設　3 件
　MICE 施設　6 件

空港及び道路については，当初の目標件数である 6 件及び 1 件をそれぞれ既に達成しており，特に，空港については，現在，熊本空港及び北海道内 7 空港について優先交渉権者の選定を進めているなど，他の分野に先んじてその取り組みが進んでいる。

下水道についても，本年 4 月からコンセッション方式に基づく運営事業を開始した浜松市に加え，実施方針を策定した須崎市及び具体的な検討に着手した 4 つの自治体を含め，当初の目標である 6 件のコンセッション事業の具体化を達成した。これを受け，平成 30 年改定版アクションプ

図－1　PPP/PFI アクションプラン重点分野における国土交通省の取り組みの現状

ランにおいては，浜松市及び須崎市を含む 6 件について，平成 31 年度までに実施方針を公表することをその目標として新たに掲げたところである。

公営住宅については，平成 30 年 7 月時点においては 7 件が事業者契約，1 件が基本協定を締結しており，目標件数である 6 件を既に達成している。

平成 29 年度より重点分野に追加された，MICE 施設及びクルーズ船向け旅客ターミナル施設については，平成 31 年度までの集中強化期間として取り組みを進めている。MICE 施設は，6 件のコンセッション事業の具体化を目標としており，既に実施契約を締結している 2 件の先行事例を踏まえ，地方公共団体におけるコンセッション方式の導入を促していくこととしている。クルーズ船向け旅客ターミナル施設についても，3 件のコンセッション事業の具体化を目標とし，先行事例の形成を図っている。

3.　第 196 回通常国会における PFI 法の改正

PFI に係る基本的事項を定めた法律である「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下，「PFI 法」という）」は平成 11 年に制定され，その後，平成 13 年，17 年に行政財産の貸し付けの自由度の向上等に関する改正を行い，平成 23 年には公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入，平成 25 年には官民連携インフラファンド（民間資金等活用事業推進機構）の創設，平成 27 年には公務員の派遣制度

の創設等，PPP/PFI の拡がり・深化に伴い，必要な制度改正が行われてきた。本年 7 月 22 日に閉会した第 196 回通常国会においても，コンセッションの更なる促進等を目的に，PFI 法の一部を改正する法律案（以下，「改正 PFI 法」という）が提出され，6 月 12 日に成立したところである。

改正 PFI 法では，公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例を定めるとともに，水道事業及び下水道事業に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除に係る規定を追加した（図－2）。これにより，アクションプランにおける重点分野である MICE 施設及び上下水道事業におけるコンセッション事業の更なる促進を図ることとしている。

4. 平成 30 年改定版アクションプランの主な内容

平成 30 年改定版アクションプランでは，

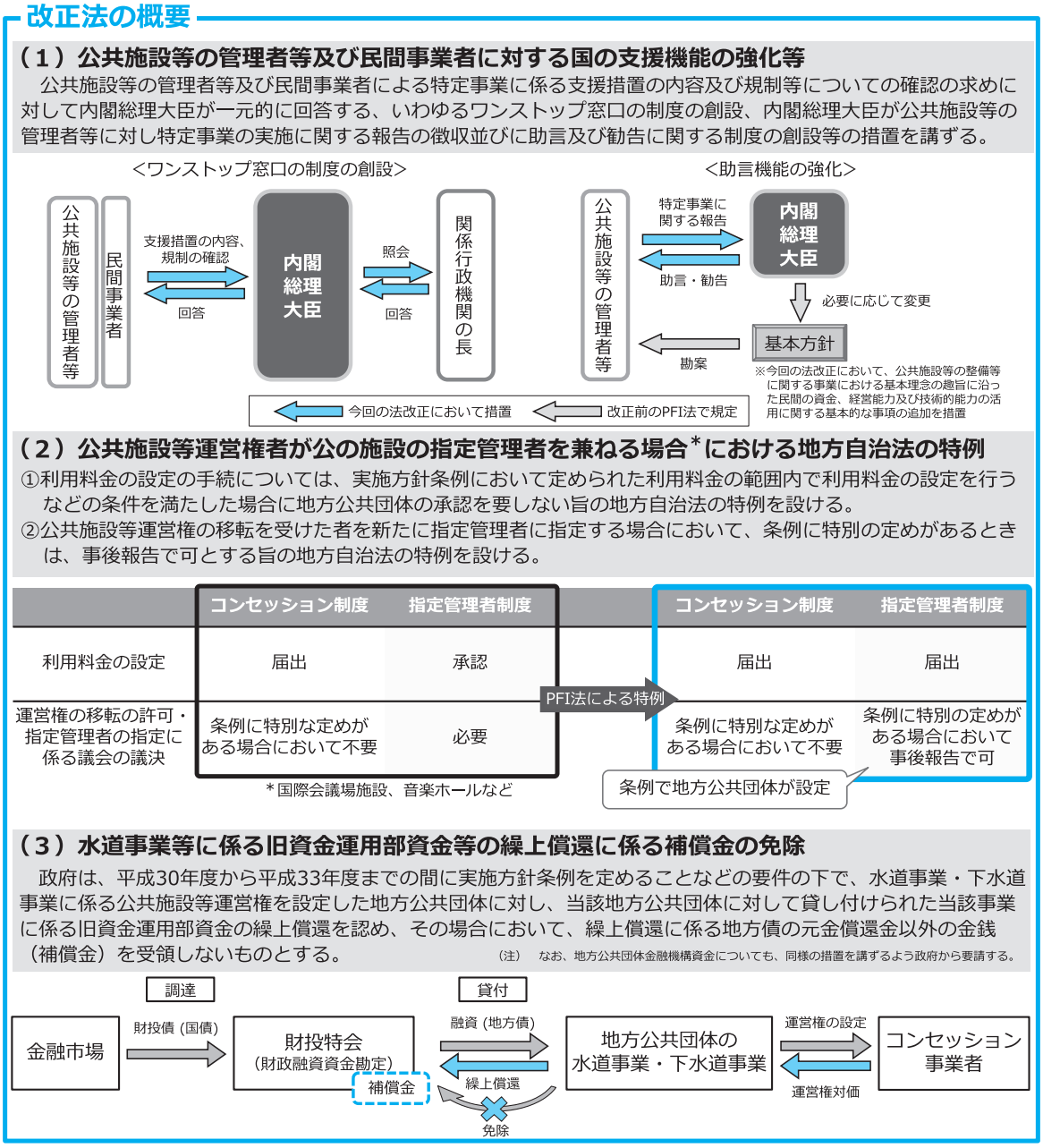

図－2　改正 PFI 法概要

① 上述のコンセッション事業等の重点分野への公営水力発電・工業用水道の追加

② 改正 PFI 法に基づく国の支援機能強化のほか，実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ，実施主体の裾野拡大に関する記載が主に改定されている。本稿においては，実施主体の裾野拡大に関し，2 点を取り上げ紹介する（図－3）。

(1) 人口 20 万人未満の地方公共団体への PPP/PFI の導入促進

これまでの PPP/PFI 推進に関する取り組みでは，優先検討規程の策定等，主に人口 20 万人以上の地方公共団体を中心にその施策展開を図ってきたところである。内閣府の第 9 回 PFI 推進委員会計画部会（平成 29 年 10 月 23 日開催）において，平成 29 年 3 月 31 日時点における事業主体規模別の PFI 事業の実施状況が公表されており，人口規模別に市区町村（政令市を除く）における PPP/PFI の実施状況を見ると，人口 20 万人以上の団体では約半数が実施経験がある一方，人口 20 万人未満の団体では 1 割程度に止まっていることが示されている。

一方，平成 30 年改定版アクションプランにおいては，公共施設等について，老朽化による更新や統廃合の必要性が強まっており，PPP/PFI が有効な規模の事業は地方公共団体の人口規模に関わりなく十分に起こりうるものであることが指摘されており，こうした認識のもと，内閣府において，地域の実情や運用状況，先行事例を踏まえ，人口 20 万人未満の地方公共団体の導入促進を図るようわかりやすい情報の横展開や，小規模の地方公共団体等の負担軽減策として，柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討することとされている。

(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

地方公共団体における PPP/PFI の案件形成に向け，官民対話等を行う場として産官学金で構成

図－3　平成 30 年版アクションプラン概要

される地域プラットフォームの形成を推進しており，国土交通省においても平成27年度より，地方9ブロックごとのブロックプラットフォームを形成するとともに，自治体ごとに形成する自治体プラットフォームの形成を支援してきた。地域プラットフォームについては，平成28年改定版アクションプランにおいて，地域プラットフォーム形成数及びブロックプラットフォームに参画する地方公共団体数をその目標として掲げていたが，平成29年度においてその目標を達成した。これを受け，今後は，地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）への地方公共団体の参画を更に推進するとともに，これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進することとしている。

5. 平成30年改定版アクションプランを踏まえた国土交通省における取り組み

最後に，4.で述べた，⑴人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入促進及び⑵地域プラットフォームを通じた案件形成の推進について，現在，国土交通省で実施している取り組みを紹介する。

⑴ 官民連携モデル形成支援の創設

上述のとおり，人口20万人未満の地方公共団体においてPPP/PFIの取り組みが進んでいないことを踏まえ，当該中小規模の地方公共団体の官民連携事業のモデル形成を目的に平成30年度より新たな調査事業を創設した（官民連携モデル形成支援）。

具体的には，中小規模の地方公共団体が官民連携事業を実施するプロセスやその成果を横展開するため，国土交通省が委託するコンサルタントを支援対象となる地方公共団体（以下，「支援団体」という）に派遣し，地域課題の確認から事業実施に至るまで，官民連携事業を進める上での課題を支援団体が解決できるよう，支援・助言を行っている。

現在は，分野横断的・広域的なインフラ等の包括民間委託等を検討する3つの地方公共団体を支援しており，今後2，3年をかけて事業化までに至る課題をともに解決し，その過程も含めた検討状況や結果を，地域プラットフォームなどの場を活用しながら，他の地方公共団体等に広く共有する予定である。

⑵ ブロックプラットフォームにおけるサウンディングの取り組み

現在，国土交通省が形成しているブロックプラットフォームにおいては，これまでセミナー・研修等を通じて地方公共団体や民間企業におけるPPP/PFIに関する普及・啓発やノウハウ蓄積を図ってきたところであるが，平成29年度よりブロックプラットフォームを通じた案件形成を促進するため，新たに「サウンディング」の取り組みを開始した（図－4）。

サウンディングとは，具体的な案件を有する地

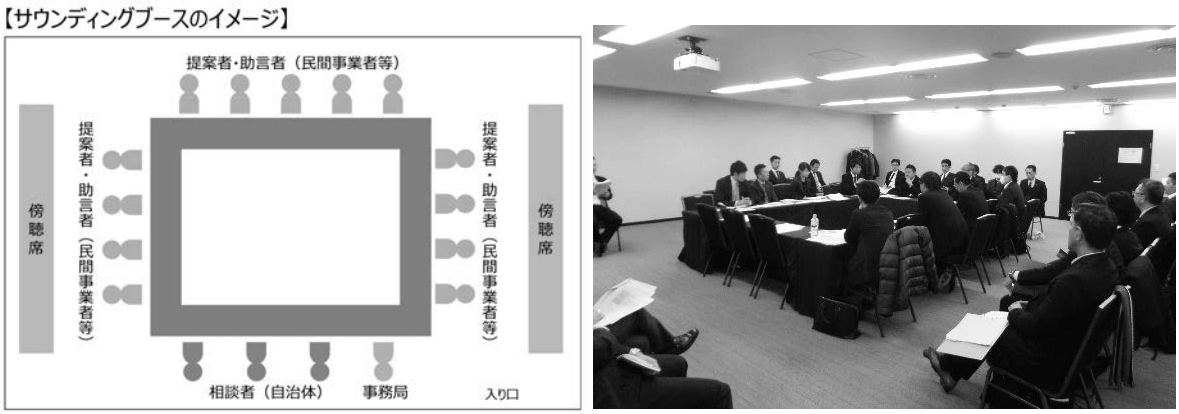

図－4 サウンディングのイメージ

方公共団体が，案件の事業性の有無や実現性の高い事業スキームについて，民間事業者から幅広くアイディアや意見を聞き，事業に反映させる取り組みであり，昨年度は関東，近畿，中部及び九州・沖縄の4ブロックで実施した。結果，46団体から計50案件の応募があり，サウンディングの場で得られた民間事業者からの意見を踏まえ，事業スキームの変更や導入可能性調査に向けた検討等事業化に向けて更なる一歩を踏み出した団体も存在する。

今年度においては，全9ブロックでこのサウンディングの取り組みを実施する予定であり，官民対話を通じた案件形成の更なる促進を図っていく予定である。

6. おわりに

以上のように，国土交通分野におけるPPP/PFIについては，空港，下水道等アクションプランに基づく目標件数を達成しているなど，重点分野における取り組みは一定の成果を挙げていると言える。一方，平成30年改定版アクションプランに記載のあるとおり，人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFI導入促進や地域プラットフォームにおける具体の案件形成など，PPP/PFIの裾野拡大に向けて取り組まなければならない課題が存在するのも事実である。

厳しい財政制約と人口減少・少子高齢化に直面する我が国において，現在の質の高い公共サービスを将来にわたって持続可能な形で提供していくためには，必要な歳入の確保に努めるとともに，資金やノウハウを含めた民間の力を活用していくことが必要である。

PFI法の施行から20年弱が経過するものの，公共サービス（社会資本整備を含む）における官民による対話や官民連携はまだ拡がりの余地を残している。読者の皆さまにおかれても，引き続きPPP/PFIに対するご理解とご協力をいただければ幸甚である。

なお，本稿における意見は組織を代表するものではなく，誤りは全て筆者の責に帰するものである。